

港長公示 第7-1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により公示する。

令和7年4月9日

阪 南 港 長

阪南港阪南第2区における航泊の禁止について

阪南港阪南第2区整備事業の進捗に伴い、下記により船舶（当該工事作業従事船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

なお、これに従い平成11年9月10日付け阪南港長公示第3号は、令和7年4月9日をもって廃止する。

記

1 期間

令和7年4月9日～当分の間。

2 区域（航泊禁止区域図参照）

次のイ点とロ点及びハ点とニ点を結んだ線並びに仮護岸及び防波堤に囲まれた海域。

基点 阪南港阪南2区南防波堤灯台（北緯34度28.1分 東経135度20.9分）

イ点 基点から 25度30分 1965メートル（防波堤上）

ロ点 イ点から 105度00分 230メートル（仮護岸北端）

ハ点 基点から 132度30分 280メートル（仮護岸南端）

ニ点 ハ点から 327度30分 300メートル（防波堤上）

3 標識（航泊禁止区域図参照）

航泊禁止区域を明示するため、上記イ～ニ点に柱形標識灯（単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離7.7km、灯高2.5m、同期点滅式）を設置している。

なお、仮護岸を明示するため、次のA～H点に上記イ～ニ点と同様の標識灯を設置している。

A点 上記ロ点から 136度00分 325メートル

B点 A点から 162度00分 250メートル

C点 B点から 170度30分 255メートル

D点 C点から 181度00分 515メートル

E点 D点から 212度00分 535メートル

F点 E点から 214度30分 520メートル

G点 F点から 242度30分 415メートル

H点 G点から 326度00分 255メートル

4 備考

（1）工事・作業実施中は、南北の開口部付近に警戒船を配備している。

（2）工事・作業休止中は、南北の開口部に汚濁防止膜等を設置している。

航 泊 禁 止 区 域 図

